

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	1
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	1
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	2
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	2
○道路の供用の開始……………（道路課）	3
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	3
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	4
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	5

告 示	
北海道告示第506号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（西原地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。	
その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、平成23年8月3日から20日間、一般の縦覧に供する。	
平成23年8月2日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第507号	
次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。	
平成23年8月2日	

北海道知事 高 橋 はるみ			
地区名	事 業	種 類	完了年月日
島 津	経営体育成基盤整備〔一般〕	（農業用排水施設、区画整理）	平成22. 6.28
同	同	（暗渠排水）	同 22. 3.10
瑞 生	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕	（農業用排水施設、暗渠排水）	同 22.10.20
同	同	（客土）	同 21. 6.30
同	同	（区画整理）	同 21. 6.17
東 豊	同	（農業用排水施設、区画整理）	同 22. 2. 9
同	同	（客土）	同 20. 5.26
同	同	（暗渠排水）	同 22. 5.28
比 布	地域水田農業支援緊急整備〔緊急整備型〕	（暗渠排水）	同 22. 5.28
同	同	（区画整理）	同 22. 5.27
同	同	（農業用排水施設）	同 21.12.21
当 麻	同	（暗渠排水）	同 21.11.17
同	同	（区画整理）	同 22. 6.10
同	同	（客土）	同 20. 5.30
同	同	（農業用排水施設）	同 20.11.28
南剣淵	同	（暗渠排水）	同 22.11.12
同	同	（区画整理）	同 22. 5.28
同	同	（客土）	同 21. 8.17
同	同	（農業用排水施設）	同 21. 2.13
名 寄	同	（暗渠排水）	同 21. 5.25
同	同	（区画整理）	同 22. 5.28
同	同	（農業用排水施設）	同 21. 1.28
東神楽	同	（暗渠排水）	同 22. 5.28
同	同	（客土）	同 20. 2.29
同	同	（農業用排水施設）	同 21. 6.18
風 連	同	（暗渠排水）	同 22. 5.28
同	同	（区画整理）	同 21. 8.14
同	同	（客土）	同 20. 5.26
同	同	（農業用排水施設）	同 22. 2.26
北 台	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕	（農業用排水施設、区画整理）	同 21.12.10
同	同	（暗渠排水）	同 22. 8.31
同	同	（土層改良）	同 22. 9.17
平 和	同	（区画整理、暗渠排水、土層改良）	同 22.10.18

上中宇	畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕	（土層改良）	平成22. 9.29
同	同	（暗渠排水）	同 22.11.25
菊野西	同	（暗渠排水）	同 22. 6.17
幌加内	基幹水利施設ストックマネジメント		同 23. 2.10
南幕別	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕	（農業用排水施設）	同 22.12. 6
同	同	（農業用道路）	同 22.11.17
同	同	（区画整理）	同 19. 7.10
同	同	（暗渠排水）	同 20. 6.16
同	同	（土層改良）	同 17. 2. 1

北海道告示第508号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成23年 8 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 (1) 保安林予定森林の所在場所 北見市開成783の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所 網走郡津別町字二又577の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課並びに北見市役所及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第509号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成23年 8 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 網走郡大空町東藻琴明生525の1・525の3・525の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）・525の2

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び大空町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第510号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 8 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 積丹郡積丹町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第511号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法

（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成23年 8 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡美深町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
美深町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡平取町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所 平取町・虻田郡倶知安町・京極町・中川郡美深町（以上4町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
倶知安町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
倶知安町・平取町・美深町（以上3町について次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年 8 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
道道 当別浜益港線 石狩郡当別町字青山奥3771番18地先から同郡 平成23. 8. 8
当別町字青山奥二番川2296番1地先まで

北海道告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年 8 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道
2	路 線 名	天人峡美瑛線
3	道路の区域	
	区 間	変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間
	上川郡美瑛町国有林上川南部森林計画区335林班ろ小班地先から同郡美瑛町国有林上川南部森林計画区335林班ろ小班地先まで	前 14.78mから41.85mまで 399.06m —
		後 14.78mから109.28mまで 399.06m —
	上川郡美瑛町国有林上川南部森林計画区335林班ろ小班地先から同郡美瑛町国有林上川南部森林計画区351林班イ小班地先まで	前 17.50mから89.19mまで 1,651.87m —
		前 8.35mから89.19mまで 1,644.19m —
		前 17.50mから89.19mまで 1,658.77m —
		前 10.69mから72.02mまで 1,700.09m —
		後 10.69mから93.92mまで 1,700.09m —

総 合 振 興 局 告 示 及 び
振 興 局 告 示

北海道空知総合振興局告示第106号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年8月2日

北海道空知総合振興局長 武田 裕二

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

モノクロ複合機 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期日 平成23年9月30日

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成23年8月2日から同年8月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
北海道空知総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局1階会議室

（送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局地域政策部総務課）

(2) 入札日時 平成23年8月30日（火）午前10時（送付による場合は、同月29日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 複写機 20台

イ 予定時期 平成24年1月頃

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成23年4月8日付け北海道空知総合振興局告示第98号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道空知総合振興局地域政策部総務課に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局の入札のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道空知総合振興局地域政策部総務課

(2) 所 在 地 郵便番号 068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目
電話番号 0126-20-0022

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
Multi Function Printer / Product / Peripheral 1
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 30, 2011
(If mailed, bids must arrive no later than August 29, 2011)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Sorachi General
Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nishi 5-chome, 8-jo, Iwamizawa 068-8558
Japan
Phone : 0126-20-0022

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第254号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成23年 8 月 2 日

北海道警察本部長 殿 川 一 郎

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
運転者管理システム修正業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成23年 6 月15日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 日本電気株式会社
 - (2) 住 所 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号
- 4 随意契約に係る契約金額
46,725,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目